# 令和6年度第3回三重県特別職報酬等審議会 概要

- 1 日 時 令和6年12月24日 (火)15時30分~16時45分
- 2 場 所 勤労者福祉会館 5 階 職員研修センター第 2 教室
- 3 出席者 委 員)小倉会長、番条会長代理、秋山委員、薄井委員、 木村委員、小林委員、田中委員、松本委員、水谷委員、 宮川委員

※木村委員は途中入室

事務局)後田総務部長、森吉総務部副部長、渡邊人事課長ほか2名

# 4 決定事項

- ・ 議員報酬の額について、議長1万6千円、副議長1万4千円、議員1万3千円の引上げとする。
- ・ 審議会の開催基準について、直近の審議会を開催した年を起点として4年に 1回開催することを基本としつつ、一般職の給与改定の状況、具体的には前回 の報酬等の改定後の一般職である部長級職員の給与の累積改定率が1.5%を 超えた場合においても審議会を開催することが適当とする。
- 答申書の内容を確定
- ・ 令和6年12月24日 (火) 17時20分から、知事に答申書を手交
- ・ 知事への答申をもって、本審議会を解散

### 5 発言要旨

### <議員報酬の引上げ額>

・ 地方自治体は二元代表制であり、知事と議長がそれぞれのトップとなる。議長の報酬の額が副知事の給料の額を下回ると、二元代表制が揺らぐ。この点からも妥当な金額(改定後 議長:103万6千円、副知事:102万5千円)と考える。【小林委員】

#### <審議会の開催基準について>

- ・ 4年という考え方は、これまで長きにわたり審議会を開催していない中、任期中に少なくとも1回は開催するとの考えによるものである。【小倉会長】
- ・ 4年という考え方は理解できる。累積改定率については、これまでの1.5% より高く設定する根拠がない。インフレやデフレには早急に対応できた方がよ い【小林委員】
- これまでの1.5%より高く設定する根拠がないので、1.5%でよい。【秋山委員】
- ・ 定期開催の頻度は任期と同じ4年以外にないのではないか。累積改定率については、引下げのことも考えると、早急に対応可能な1.5%がよい。【宮川委員】
- 累積改定率を2%とした場合、改定時の金額の変動が大きい。【薄井委員】

- 民間の賃金は大きく変動しており、それを的確に反映していく必要がある。 【松本委員】
- ・ 定期開催を4年に1回とし、任期中に1回開催することはよい。累積改定率 については、現行の1.5%であってもこれまで10年間開催できなかったの で、引き上げる必要はない。【水谷委員】
- ・ 他の委員と同様、定期開催は4年、累積改定率は1.5%がよい。【田中委員】
- 定期開催においては、コストの面等も考慮する必要がある。【番条会長代理】
- 審議会のコストを考えれば、累積改定率は2%がよいと考える。ただし、大きなコスト増につながらないのであれば、1.5%でもよい。【木村委員】
- ・ 4年に1回開催した際の累積改定率が1.5%未満であっても報酬等の改定 を行うとことは可能か。【水谷委員】
  - ⇒ 改定の是非は審議会委員が判断することとなる。【後田部長】
- ・ 開催基準の運用について、累積改定率の蓄積により審議会を開催した場合、 4年後の開催を基本とするが、4年の間に累積改定率が蓄積されれば、4年を 待たずに開催とすることが適当である。【水谷委員】
- ・ 開催基準の運用についても、答申書で読み取れるようにした方がよい。【小 林委員】
- 累積改定率の基準が前回の報酬等の改定以降であることを答申書に明記した方がよい。【木村委員】

#### <その他>

- 改定は令和7年4月1日か。【番条会長代理】
- ・ 一般職は人事委員会勧告に基づき、令和6年4月1日に遡って引上げ改定となるが、特別職は遡及せずに翌年度から改定となるのか。【小倉会長】
  - ⇒ 報酬等を改定する場合、2月定例月会議に条例案を提出することとなるが、 引上げ改定の場合遡及適用ができるが、引下げ改定の場合は遡及適用できない。そのため、引上げ改定であっても引下げ改定であっても翌年度の4月1 日からの改定と考えている。【後田部長】
- 一般職の累積改定率や全国の特別職の報酬等の水準をふまえ、改定を検討してきたが、特別職の評価や成果がなかなか反映できないところがある。【小倉会長】
- ・ 今回の審議会において、成果によって報酬等を決めておらず、社会情勢の変化によって改定を議論してきた。知事や議員の評価は選挙で行われると考えている。また、特別職の報酬等は任期中に活動を全うできるよう高く設定されており、社会情勢に合わせてその金額・水準を維持するものと考えられる。特に、議員は報酬を個々人ごとに設定しておらず、成果の報酬への反映は困難である。 【水谷委員】

### 2

本日(12/26)17時20分から県庁プレゼンテーションルームで、知事に答申書を手交する。知事への答申をもって、本審議会を解散する。【小倉会長】